**参考資料４**

２月１日文科省に聞きました。

寄付が求められる条件は、

**（決まり。会則。代表者。所在地などが必要で法的団体である）**

ＰＴＡや保護者会の多数決には、任意団体につきその多数決の決定には従わなくてもいい。

学校、ＰＴＡ、保護者会がその会議（集まり）で欠席予定者に必ず委任状を必ず出せと言うことはおかしい。

平成２９年２月１日１５時に文科省に聞く。